

いしのまき

1.15
JAN.2016
平成28年1月15日号
No.183 (1月15日発行)



自慢の食材がいっぱい 復活!にっこり歳の市



主な内容

- P2 ----- マイナンバーの利用がはじまります
- P3 ----- 明日へと響け 復興のつち音
- P4・5 ----- 石巻市の復興まちづくり
- P6~8 ----- 震災復興情報・お知らせ

北上地区の海の幸や旬の野菜を格安で販売する年の瀬の風物詩「にっこり歳の市」が12月23日(水・祝)に北上中学校体育館で行われました。震災後は「きたかみ復興市」として開催されてきましたが、今回は震災前から地域で親しまれてきた「にっこり歳の市」に名称を戻し、市内外からの来場者を迎えました。地元特産のマダコ、ミスダコ、アワビ、ホタテ等の新鮮な海産物が人気を集め、迫力あるステージイベントが会場のムードを盛り上げました。

防災「合言葉」受賞作品



石巻市イメージキャラクター

《佳作》

みんなに声がけ いそいで避難 いつでもどこでも だれとでも

蛇田中学校3年 佐藤 聖

逃げよ、備えよ、意識せよ

飯野川中学校3年 武山 和樹

～平成28年1月から個人番号(マイナンバー)の利用がはじまります～



● 個人番号が必要な手続きで、「個人番号の確認」が必要となります

個人番号の確認

本人確認



通知カード
または個人番号
付きの住民票



運転免許証
または
パスポート等

※通知カードをお持ちでない場合、個人番号付きの住民票を取得いただくこともあります。
通知カードは免許証等と一緒にご持参ください。

※顔写真がないものは2種類以上の本人を確認できるものが必要です。
(例)国民健康保険証と年金手帳

● 個人番号カードがあれば、これ1枚で「個人番号の確認」と「本人確認」ができます



- 個人番号カードを取得するには申請が必要です。申請方法については、通知カード送付時に同封されていたパンフレットをご確認ください。
- すでに申請いただいている方は、交付の準備ができ次第順次お知らせしますので、しばらくお待ちください。

● 個人番号を求められる手続きには、主に次のようなものがあります

※手続きによって個人番号の記入・提示が必要になる時期が異なります。詳しくは各担当部署にお問い合わせください。

暮らし

手続き	担当
住民票 戸籍	市民課
市営住宅	

税

手続き	担当
市民税	市民税課
固定資産税	資産税課

子育て

手続き	担当
給付や届出	子育て支援課

保険・医療・介護

手続き	担当
国民健康保険	保険年金課
後期高齢者医療	介護保険課
介護保険	介護保険課

福祉

手続き	担当
福祉	障害福祉課
	福祉総務課
	保護課

※上記の手続き以外にも個人番号が必要になる場合もあります。

また、勤務先(パート先、アルバイト先を含む)等から個人番号を求められるようになりますので、個人番号の利用目的を確認の上、個人番号と本人確認の書類を提示してください。

Q 通知カードが届かないのですが?

A 通知カードは、転送不要の簡易書留で郵送しています。不在通知投函後、1週間以上経過した方や転居された方、郵便局の転送サービスを利用されている方については、市役所に返戻されている可能性があります。市民課へお問い合わせください。

Q 個人番号カードとは?

A マイナンバーが記載された写真付きのカードです。本人確認のための身分証明書として利用できるほか、カードのICチップの電子証明書を用いて、e-Tax(国税電子申告・納税システム)をはじめとした各種電子申請にも利用できるようになります。なお、個人番号カードのICチップには、所得の情報や病気の履歴等のプライバシー性の高い個人情報は記録されません。

Q 個人番号カードの申請方法は?

A 個人番号カード交付申請書は通知カードと一体になっていますので、交付申請書を切り離して顔写真を貼付し、返信用封筒に入れて郵送してください。また、スマートフォンやパソコン等からも申請することができます。詳しくは通知カードに同封されているパンフレットをご覧ください。

Q 個人番号カードの受取方法は?

A 市役所から交付通知書を郵送します。交付通知書と必要書類を持参の上、交付通知書に記載された交付場所に本人がお越しください。交付の際にはカードの暗証番号を設定していただく必要があります。

Q 個人番号カードは必ず申請しなければならないの?

A 個人番号カードの取得は任意です。申請期限はありませんので、必要なときに申請してください。

Q 住所・氏名に変更があった場合は?

A 住所異動や戸籍の届け出の際に、通知カードまたは個人番号カードを持参してください。市役所で新しい住所・氏名を記載します。

重要なお知らせ

マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘および個人情報の取得にご注意ください。マイナンバー制度をかたった不審な電話、メール、手紙、訪問等には十分注意し、内容に応じて下記の相談窓口をご利用ください。

- 消費者ホットライン 188番(いやや!)
- 警察相談専用電話 #9110番 または最寄りの警察署まで
- マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

問 通知カード、個人番号カード等に関すること 市民課 ☎90-4834
マイナンバー制度全般に関すること 総務課(内線4037)

復興公営住宅の 建設工事が進んでいます

明日へと響け 復興のつち音

このコーナーでは、石巻の復興や復旧の様子を紹介します



構造・階数	鉄骨造・3階建
戸数	26戸
入居予定時期	平成28年3月ごろ

①水明北一丁目



②住吉町一丁目

構造・階数	鉄骨造・2階建
戸数	10戸
入居予定時期	平成28年3月ごろ



③水押一丁目

構造・階数	鉄骨造・2階建
戸数	50戸
入居予定時期	平成28年3月ごろ



④中里六丁目

構造・階数	鉄骨造・2階建
戸数	16戸
入居予定時期	平成28年3月ごろ



地域との交流イベントが行われました



▲地域住民による舞踊披露



▲町内会役員等の紹介



▲懇談会の様子



▲防災設備の見学

大街道北 復興住宅ご入居をお祝いの会 12月13日(日)

平成27年8月に入居が始まった大街道北住宅の集会所で、下大街道第一町内会の主催により、「ご入居をお祝いの会」が開催されました。

当日は、町内会役員等の紹介、地域住民による舞踊披露の後、敷地内に設置している防災設備等の見学、懇談会が行われました。

町内会や復興住宅入居者の皆さんのほか、NPO団体や社会福祉協議会の方々等、70人以上の方が集まり、振る舞われた温かい豚汁等を食べながら和やかな時間を過ごしました。

震災復興情報

皆さんに
伝えたい情報必要な手続き
はお早め困り事は
気軽に相談を内容を確認の上
申し込み

お楽しみ

旧門脇小学校校舎および旧大川小学校校舎の 保存・解体に関する公聴会の開催

市では、被災した旧門脇小学校校舎および旧大川小学校校舎を遺構として保存するか否か、保存する場合の意義、解体する場合の土地利用、保存した場合の整備費用、維持管理経費等について検討しています。

この度、旧門脇小学校校舎および旧大川小学校校舎の保存・解体について、市民の皆さんのご意見をお聴きするため、公聴会を開催します。

	とき	ところ	対象
旧門脇小学校校舎の保存・解体に関する公聴会	2月13日(土) 午前10時(2時間程度)	門脇中学校体育館	市民または震災以前に旧門脇小学校学区内に居住していた方
旧大川小学校校舎の保存・解体に関する公聴会	2月13日(土) 午後2時(2時間程度)	飯野川中学校体育館	市民または震災以前に旧大川小学校学区内に居住していた方

※会場が満員になった場合、入場をお断りすることがあります。

■意見募集について

旧門脇小学校校舎および旧大川小学校校舎の保存・解体に関するご意見を募集します。いただいたご意見は、当日、会場内で匿名で配布しますので、あらかじめご了承ください。

■意見提出方法

氏名、住所、生年月日、震災当時の在学の有無(旧門脇小学校または旧大川小学校に在学していた方)、公聴会参加希望の有無、各小学校校舎について保存か解体の意思、公聴会当日の意見発表の希望の有無を記載し、郵送、持参、FAXまたはEメールで提出してください。

※ホームページに意見書の参考様式を掲載しています。

■意見募集期間 1月15日(金)～2月3日(水)

■公聴会の発言者について

公聴会の発言者は、事前に意見を応募した方で発言希望者の中から、当日抽選で決定します。(保存・解体のご意見を合わせて各会場10人程度)

■注意事項

公聴会当日は、上履きを持参してください。また、会場は駐車スペースが限られていますので、あらかじめご了承ください。

申・問 復興政策課(内線4222) FAX 22-4995
〒986-8501(住所不要) ☒reconst@city.ishinomaki.lg.jp

復興公営住宅の事前登録に申し込みいただいた 皆さんへ

入居者募集のご案内を送付しますのでご確認ください。

■募集期間

2月1日(月)～18日(木) 午前9時～午後5時(土日・祝日を除く)

※2月7日(日)は休日窓口(午前9時～午後1時)を実施します。

申・問 事前登録相談窓口(内線3981～3983)

専用ダイヤル ☎90-8041・90-8042



復興公営住宅の事前登録はお済みですか

復興公営住宅へ入居を希望される方は、事前登録の手続きが必要です。まだ、事前登録されていない方は登録手続きをお願いします。

■対象

以下のいずれかに該当し、現に住宅に困窮していることが明らかの方

- ・東日本大震災で住宅の「り災判定が全壊」の方
 - ・東日本大震災で住宅の「り災判定が大規模半壊または半壊」で解体を余儀なくされた方
 - ・被災地における市街地整備事業等の実施により移転が必要となった方
- ※市内で被災された方の入居を優先します。

■必要書類

- ①申込書(押印が必要です)
 - ②り災証明書の写し
 - ③家屋の取り壊しを証明する書類の写し(り災判定が大規模半壊または半壊の方)
 - ④抽選にあたり優遇する事項を証明する書類
- なお、申込者や同居予定者が次に該当する方は、入居できませんのでご注意ください。
- ・市町村民税、固定資産税および軽自動車税を滞納している方
 - ・過去に入居していた公営住宅において家賃等を滞納している方
 - ・過去5年以内に迷惑行為等で公営住宅を退去させられている方
 - ・暴力団員
 - ・被災した住居以外の住居や借家等を所有していたり、新たに建設・購入した場合や被災した住居を補修し再建された方
 - ・賃貸住宅等に入居し、住宅再建された方
 - ・夫婦で別居等、家族を不自然に分割または合併している方

申・問 事前登録相談窓口(内線3981～3983)

専用ダイヤル ☎90-8041・90-8042

午前9時～午後5時(土日・祝日を除く)

東日本大震災被災者生活再建支援金(基礎支援金) の申請期限が延長されました

■申請期限 平成29年4月10日(月)

※1年間の延長となりました。申請されていない方は手続きをお願いします。

■支給対象

東日本大震災時、市内に居住していた世帯で、震災により、

- ・住宅が全壊した世帯・住宅が大規模半壊した世帯
- ・住宅が半壊、または住宅の敷地に障害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

問 生活再建支援課(内線3956)

プレハブ仮設住宅から退去される皆さんへ

プレハブ仮設住宅から引っ越しするときは、仮設住宅コールセンター(☎92-5901)に連絡し、退去立ち会い(物品チェック等)を受け、仮設住宅返還届を提出してください。

住宅再建済の方や復興公営住宅その他の賃貸住宅等へ転居した方が、仮設住宅返還届を提出せずに倉庫利用等をする事は入居契約違反となり、仮設住宅返還請求の対象となります。

なお、雄勝、北上、牡鹿地区のプレハブ仮設住宅にお住まいの方が退去される場合は、各総合支所保健福祉課へ連絡願います。

問 生活再建支援課(内線4761～4768)



既存借上型復興公営住宅の募集

市では、東日本大震災で住宅を失った方への早期住宅供給を目的として、既存借上型復興公営住宅を募集しています。

■対象 対象住宅の所有者

■申請期間 2月1日(月)～29日(月)

■対象地区・募集戸数

蛇田地区(20戸)・釜大街道地区(40戸)・中心地区(40戸)

■対象住宅(応募要件)

- ①平成28年4月1日時点で空住戸がある住宅または平成28年4月1日までに完成する住宅
 - ②昭和56年6月1日以降に着工した住宅
 - ③平成28年4月1日から耐用年数(木造30年、準耐火構造45年、耐火構造70年)に至るまで10年以上の住宅
- ※その他応募要件がありますので、事前相談にてご確認ください。

■相談期間 1月12日(火)～2月12日(金)(要予約)

■相談予約 (株)ドーコン石巻事務所(業務受託会社) ☎24-6977

■相談場所 既存借上型復興公営住宅相談窓口(市役所5階市民サロン前)

申・問 復興住宅課(内線5549・5557・5559)

相談 あんない

●「災害復興住宅融資」無料相談会

住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)では、震災により被害を受けた方が、住宅の再建・補修をするための融資(建設・購入の場合は当初5年間の金利0%)について、相談会を行っています。

また、地元金融機関の住宅ローンに関する相談も可能な場合があります。

とき	ところ
1月29日(金)・30日(土) 2月26日(金)・27日(土)	午前10時～午後4時 市役所5階市民サロン前

申・問 住宅金融支援機構お客様コールセンター

☎0120-086-353(フリーダイヤル)

午前9時～午後5時(祝日・年末年始を除く)

要予約

問 市生活再建支援課(内線3955)

●「住まいの復興給付金」申請相談会

「住まいの復興給付金」は、東日本大震災で被災した住宅(借家を除く)の所有者が、平成26年4月の消費税率8%引き上げ以降に、住宅を建築・購入または補修(工事費が税抜100万円以上)し、その後居住する場合に、消費税増税分相当最大約90万円(建築・購入時)の給付が受けられる制度です。

※以下の場合には申請対象外となります。ご注意ください。

被災時に住宅を所有していなかった場合／賃貸にお住まいだった場合／消費税率5%で建築・購入または補修を行っている場合

とき	ところ
1月29日(金)	午前10時～午後4時 市役所3階36番窓口
1月30日(土)	
2月26日(金)・27日(土)	市役所5階市民サロン前

相談内容 給付の可否、申請書の記入方法、必要書類、作成済み書類の確認等
※会場では申請書の提出はできません。

申・問 住まいの復興給付金事務局コールセンター

☎0120-250-460(フリーダイヤル)

午前9時～午後5時(土日・祝日を含む)

問 市生活再建支援課(内線3955)

●弁護士・社会福祉士による「移動無料相談会」

弁護士による相談内容

・離婚・家庭内暴力・被災ローン減免制度・金銭貸借・解雇・パワハラ・未払賃金・建築トラブル・不動産トラブル・交通事故・損害賠償・生活困窮・近隣トラブル等

社会福祉士による相談内容

・生活困窮・介護・物忘れが気になる・人間関係・ストレス・眠れない等ひとりで悩まず専門家へご相談ください。上記以外の相談も可能です。

とき	ところ	相談時間	相談担当者
1月19日(火)	仮設蛇田中央地集会所 (向陽四丁目7-1)	午後1時20分～4時	弁護士
1月26日(火)	仮設渡波第2団地集会所 (渡波字沖六勺1-2)	午後1時～4時	弁護士 社会福祉士

※予約者優先(当日相談も可)

※専門家との個別面談

※移動相談会のほか、法テラス東松島でも専門家による無料相談ができます。

曜日により担当専門家が異なりますので、詳細は法テラス東松島にお問い合わせください。

申・問 法テラス東松島 ☎050-3383-0009

午前9時～午後5時(土日・祝日を除く)

問 市生活再建支援課(内線3966)

相談 物忘れ相談

内容 認知症全般に関する相談に認知症サポート医と保健師が対応します

とき 2月2日(火)

ところ 市包括ケアセンター

対象 市内居住の本人、家族等

定員 午前・午後各2件(先着)

申込期限 2月1日(月)

申込方法 電話または窓口で申し込みください。

申・問 介護保険課(内線2437)

要予約

お知らせ 産業創造助成金制度

産業振興と雇用拡大を図るため、創造的事業を行う事業者に対して助成金を交付します。

■対象

①市内に事務所または事業所を有する中小企業者・個人事業者

②東松島市または女川町に事務所または事業所を有する中小企業者・個人事業者で、①と共同して対象事業を行う者

③市外(東松島市または女川町を除く)に事務所または事業所を有する中小企業者・個人事業者であって、支店・営業所等を市内に有しており、①と共同して対象事業を行う者

■助成金額

対象事業・区分	助成額
人材育成事業	対象経費の2分の1以内(交付限度額50万円)
研究開発事業	対象経費の2分の1以内(交付限度額250万円)
情報提供事業	対象経費の2分の1以内(交付限度額50万円)
	東日本大震災により損害を受けた程度が全壊またはそれに準じる大規模な被害を受けた者が「販路拡大を目的とした商品見本市等」に出展する場合 対象経費の4分の3以内(交付限度額100万円) (平成29年3月末まで)
業務支援事業	対象経費の2分の1以内(交付限度額50万円)

※随時受け付けています。ただし、事業着手の30日前までに申請書を提出してください。

申・問 商工課(内線3525)

お知らせ 宮城県から「中小企業者向け事業復旧支援補助金」のお知らせ

震災で大きな被害を受けた中小企業者の施設(工場、店舗、観光施設等)および設備の復旧に要する経費を補助します。

■対象

施設・設備に一定の被害を受けた中小企業者で、県内で復旧する

①製造業を営む方 ②商業サービス業を営む方 ③観光業を営む方

■補助率・補助限度額

①製造業 2分の1以内・100万円～1,000万円

②商業サービス業 全壊の場合は45%以内・90万円～270万円

大規模半壊の場合は35%以内・70万円～210万円

③観光業 2分の1以内・100万円～1,000万円

※補助対象経費が200万円を下回った場合は補助の対象外となります。

※国県の震災関連の補助金および市の中小企業復旧支援事業補助金との重複はできません。

■申請期間

1月12日(火)～2月12日(金)

申・問 県東部地方振興事務所 ☎95-1414

問 市商工課(内線3524)

お知らせ 石巻広域都市計画案の縦覧

市では、復興事業に伴う都市計画の案の縦覧を次のとおり行います。

■縦覧内容

①整備・開発および保全の方針の変更(県決定)

②区域区分の変更(県決定)

③用途地域の変更(市決定)

④道路の変更 3・4・9 羽黒下広小路線(市決定)

⑤中央二丁目地区被災市街地復興土地区画整理事業の決定(市決定)

■縦覧場所

①②③ 都市計画課

④⑤ 市街地再開発整備課

■縦覧期間 1月19日(火)～2月2日(火)

午前8時30分～午後5時(土日を除く)

※県決定分の縦覧期間については、県ホームページをご覧ください。

※なお、この案に対して意見のある方は、縦覧期間中、県決定分については県知事に、市決定分については市長に意見書を提出することができます。

問

①② 県都市計画課 ☎022-211-3134

URL <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/tosikei>

③ 市都市計画課(内線5634)

④⑤ 市市街地再開発整備課(内線5446)

交通規制のお知らせ(市道丸井戸曾波神線)

お知らせ

旧北上川堤防のかさ上げ工事等のため、通行止め規制を実施します。
とき 2月1日(月)～平成30年3月31日(土)(予定)
ところ 蛇田旧北上川堤防(石井閘門～国道398号曾波神大橋の区間)
内容 終日全面通行止め(歩行者、自転車も通行できません)



問 北上川下流河川事務所 ☎95-6503・升川建設(株) ☎090-4635-8891

助産師による「産前産後の心とからだのトータルケア」推進事業

お知らせ

「ハッピーサロン～たまごママの日～」を開催します。
出産、育児に向けて興味深い話を聞いたり、妊婦さん同士で気軽に話したりすることができます。

要電話予約

とき 1月27日(水) 午後1時30分～3時
ところ 子育て支援センター(湊こども園内)
対象 市内にお住まいの妊娠中の方 講師 助産師
内容 出産に向けて～心とからだの準備～ 持ち物 母子手帳、バスタオル1枚
申・問 子育て支援センター ☎94-2366
午後1時～4時(土日・祝日を除く)

今年もごみ出しルールをみんなで守ろう

お知らせ

今月は年末の大掃除や正月イベント等でご家庭から大量のごみが出る事が予想されます。きちんと分別し、ルールを守ってごみを処分してください。

問 廃棄物対策課(内線3375・3376)

陸上自衛隊東北方面音楽隊 第52回定期演奏会のお知らせ

お知らせ

とき 2月27日(土) 第1回 午後1時 第2回 午後5時30分
ところ 東京エレクトロンホール宮城
応募方法 往復はがきに次の事項を明記して応募してください。抽選の結果は返信はがきでお知らせします。

[往信用裏面] 郵便番号・住所・氏名・希望公演時間・希望人数(2人まで)・車いす席希望の有無

[返信用表面] 郵便番号・住所・氏名

応募期限 1月29日(金)必着

申・問 東北方面総監部広報室「定期演奏会係」
〒983-8580(住所不要) ☎022-231-1111

問 市総務課(内線4038)

「地区計画」区域内では届出が必要です

お知らせ

「地区計画」区域内で建築物を建築する場合等は、工事着手の30日前までに届け出が必要です。

住居系地区

- ・大橋一丁目～三丁目
- ・美園一丁目～三丁目
- ・新成一丁目～三丁目
- ・恵み野一丁目～六丁目
- ・わかば一丁目～三丁目
- ・茜平一丁目～五丁目
- ・新蛇田地区区画整理地内(のぞみ野)
- ・新蛇田南地区区画整理地内(あゆみ野)
- ・新渡波地区区画整理地内(さくら町)
- ・新渡波西地区区画整理地内(さくら町)
- ・あけぼの北地区区画整理地内(あけぼの北)

産業系地区

- ・トゥモロービジネスタウン
- ・須江字置石前の一部(産業団地)

※建築物の新築・改築・増築・移転のほか、「物置」「車庫」「カーポート」「外構フェンス・ブロック」を設置する場合も、届け出が必要です。(工事は適合通知書を得てから着手してください)

※届け出用紙は、窓口およびホームページにあります。

申・問 都市計画課(内線5634)

補充家屋名義変更届

お知らせ

未登記家屋を取得した方は、不動産登記法第47条第1項により表題登記をする義務を課せられます。当該家屋を取得し、特殊な事情により登記をしない方は、「補充家屋名義変更届」を提出してください。必要書類等については、お問い合わせください。



申・問 資産税課(内線3116)

宝くじ助成で地域づくり

お知らせ

このたび、(財)自治総合センターから、本年度コミュニティ助成を受け、住み良い地域づくり活動に必要な備品を整備しました。助成を受けた団体と事業の内容は次のとおりです。

助成団体名	整備内容
沖行政区	会議用テーブル、椅子、テレビ、複写機等
流留町内会	会議用テーブル、椅子、エアコン、カラオケ等
馬鞍自治会	テレビ、エアコン、複写機、テント、発電機、カラオケ等



沖行政区



流留町内会



馬鞍自治会

問 地域協働課(内線4232)・各総合支所地域振興課

テレワーク1000プロジェクトお仕事説明会

お知らせ

パソコンとインターネットがあればいつでも自宅で仕事ができます。空いた時間を利用して働いてみませんか。(子ども連れでも参加できます)

とき 1月28日(木) 午後2時～4時(受付開始 午後1時40分)
ところ 市観光物産情報センター「ロマン海遊21」2階(鑄銭場8-11)

問 被災地テレワーク就業支援協議会Telework1000プロジェクト事務局(株)ライフネス内 ☎03-5304-5051
市商工課(内線3526)

表記の見方 申 申し込み 問 問い合わせ [先着] 先着順 [抽選] 申し込み多数のときは抽選 Eメール

電話番号案内

市役所 ☎95-1111 河北総合支所 ☎62-2111 雄勝総合支所 ☎57-2111 河南総合支所 ☎72-2111 桃生総合支所 ☎76-2111
北上総合支所 ☎67-2111 牡鹿総合支所 ☎45-2111 渡波支所 ☎24-0151 稲井支所 ☎95-2171 荻浜支所 ☎90-2111 蛇田支所 ☎95-1442

石巻市役所 〒986-8501 宮城県石巻市穀町14-1 ☎0225-95-1111 FAX 0225-22-4995

開庁時間 午前8時30分～午後5時

ホームページ <http://www.city.ishinomaki.lg.jp/>

発行 石巻市総務部秘書広報課(内線4023・4025) FAX0225-23-4340

次回発行は平成28年2月1日の予定です。

編集/印刷 (株)石巻日日新聞社

